

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 厚生年金の遺族年金

Q : サラリーマンだった夫が亡くなり、先日、厚生年金保険から遺族年金が支給される旨の通知がありました。

ところで、この遺族年金に対しても相続税が課税されるのでしょうか。

A : 相続税は課税されません。

【解説】

被相続人の死亡によって、遺族が契約に基づかない定期金に関する権利を取得した場合には、その遺族が定期金に関する権利を相続又は遺贈によって取得したものとみなされて、相続税が課税されることになっています。

ご主人の死亡によってあなたが取得された厚生年金保険法による遺族年金をもらう権利も、相続税法上、「契約に基づかない定期金に関する権利」として相続財産とみなされます。

しかし、厚生年金保険法に基づく遺族年金は、遺族の主たる生活資源であり、その支給の趣旨（社会保障）と担税力等を考慮し、同法に非課税規定が設けられていますので、相続税は課税されません。所得税についても非課税となっています。

ちなみに、ご質問の遺族年金は非課税となっていますが、歳を取った時に受給できる老齢年金は、雑所得として所得税が課税されます。

